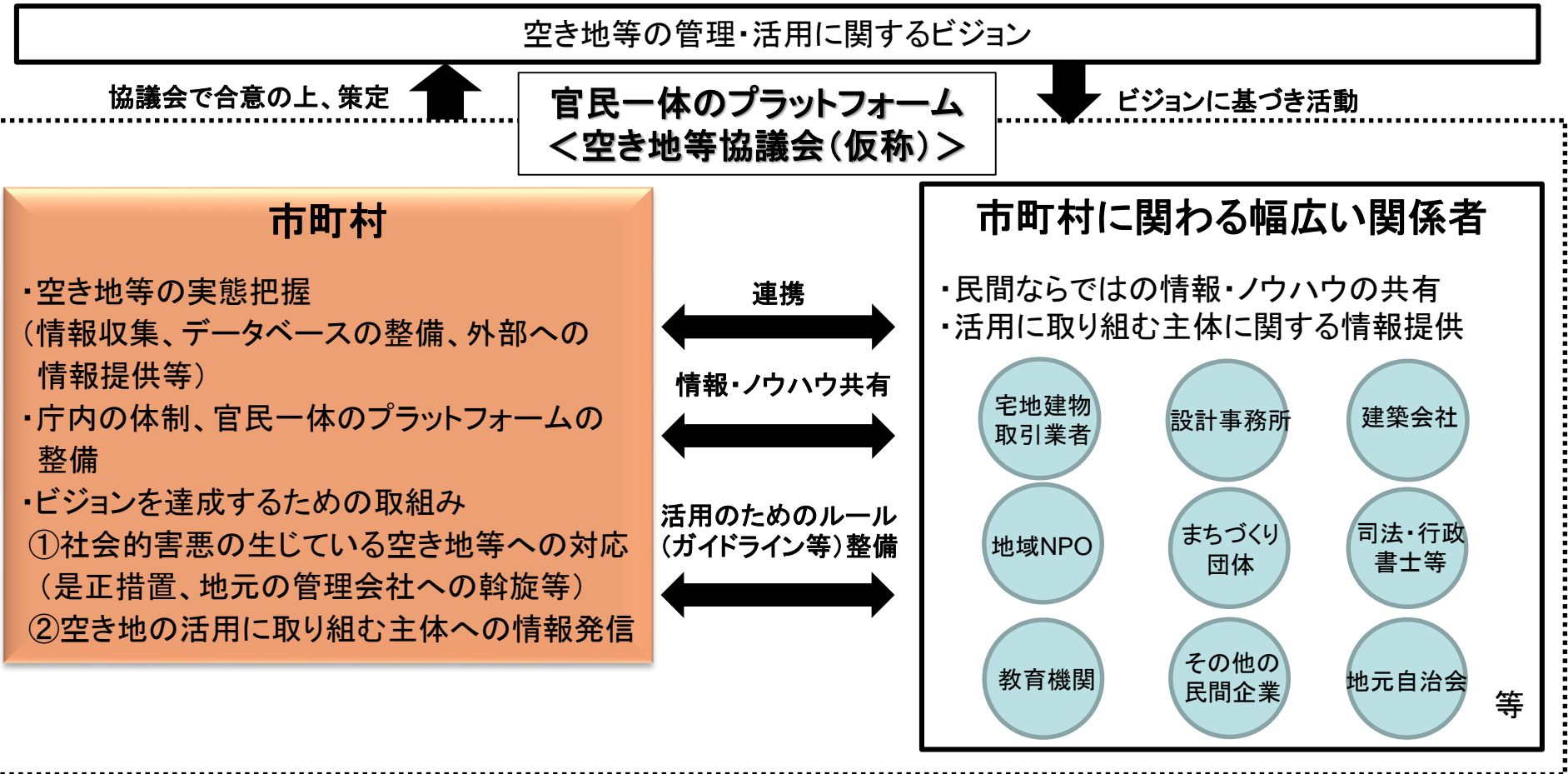
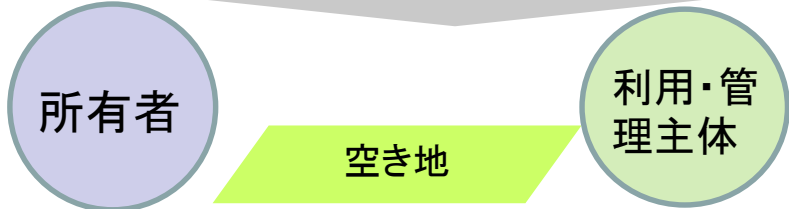


〇市町村において、空き地等の管理・活用の方針を明らかにしたビジョンを作成するとともに、ビジョンに基づく取組みを進めるため、市町村に所在する幅広い関係者が対等な立場で参加できるプラットフォームが必要。

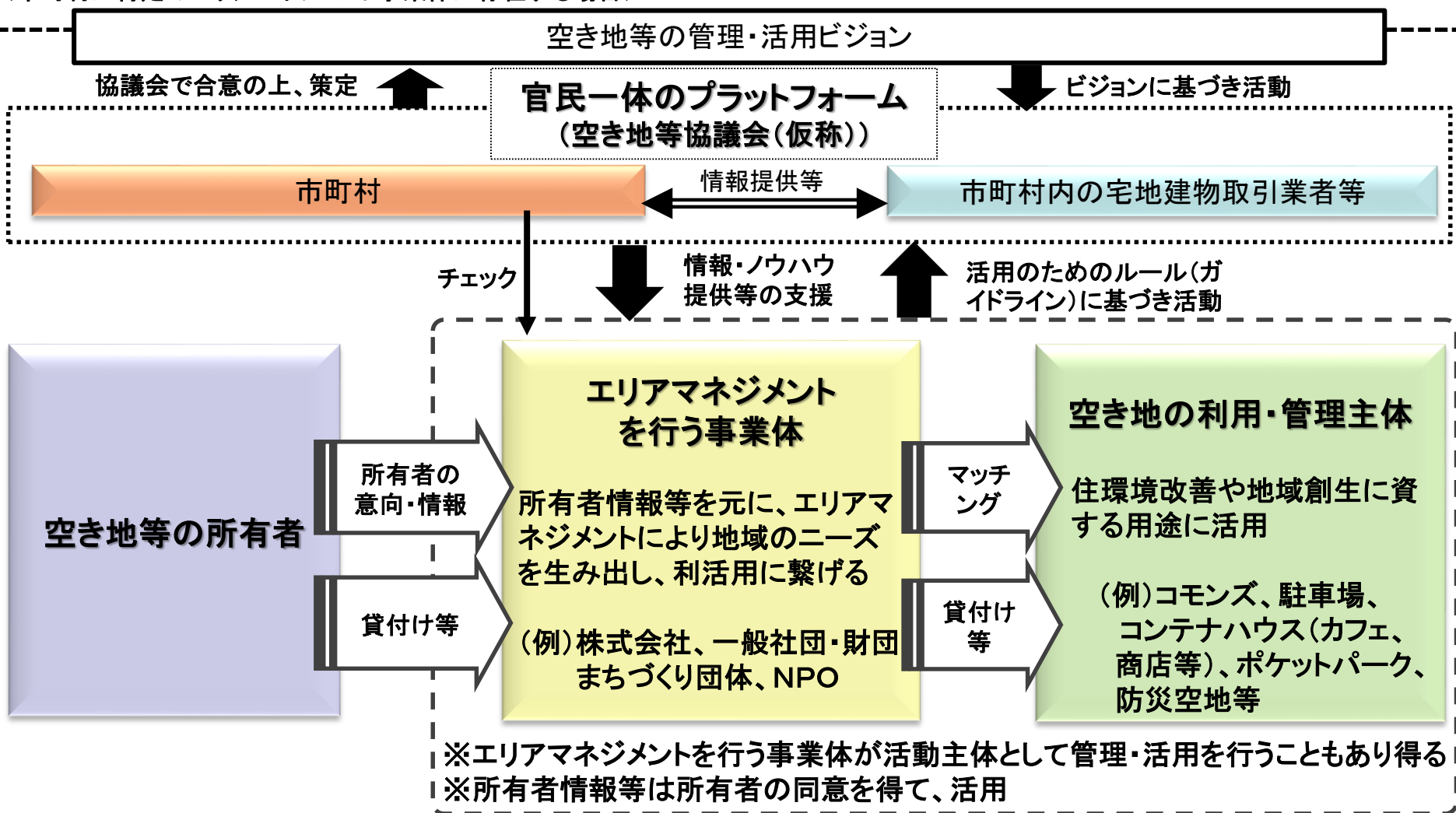


情報・ノウハウ提供等の支援

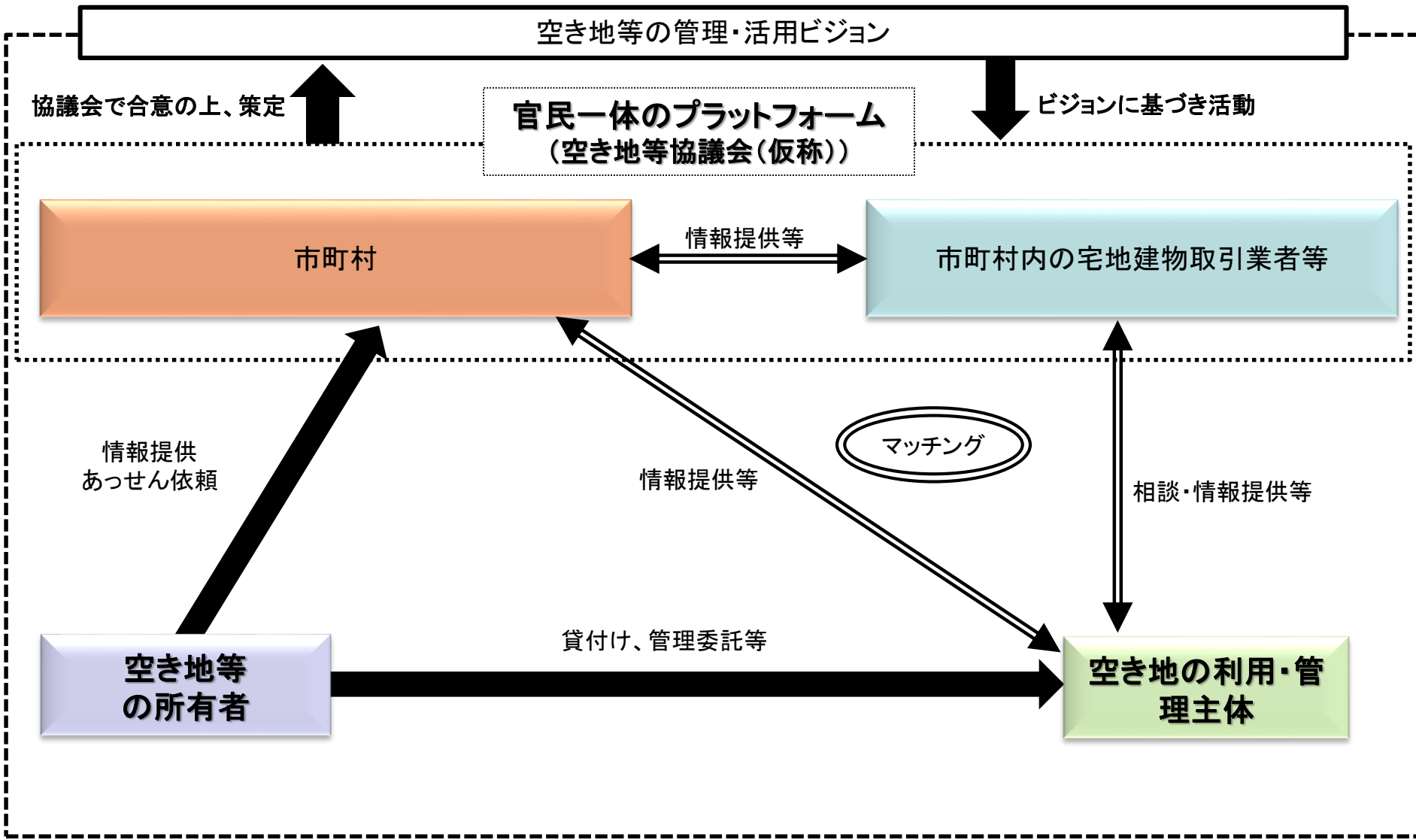


○エリアマネジメントを行う事業者が、地域の空き地等の活用を推進するため、市町村が策定する空き地等の管理・活用ビジョンに従って、空き地等所有者から利用・管理主体への橋渡し役として、また、事業体自ら管理・活用する主体として機能。

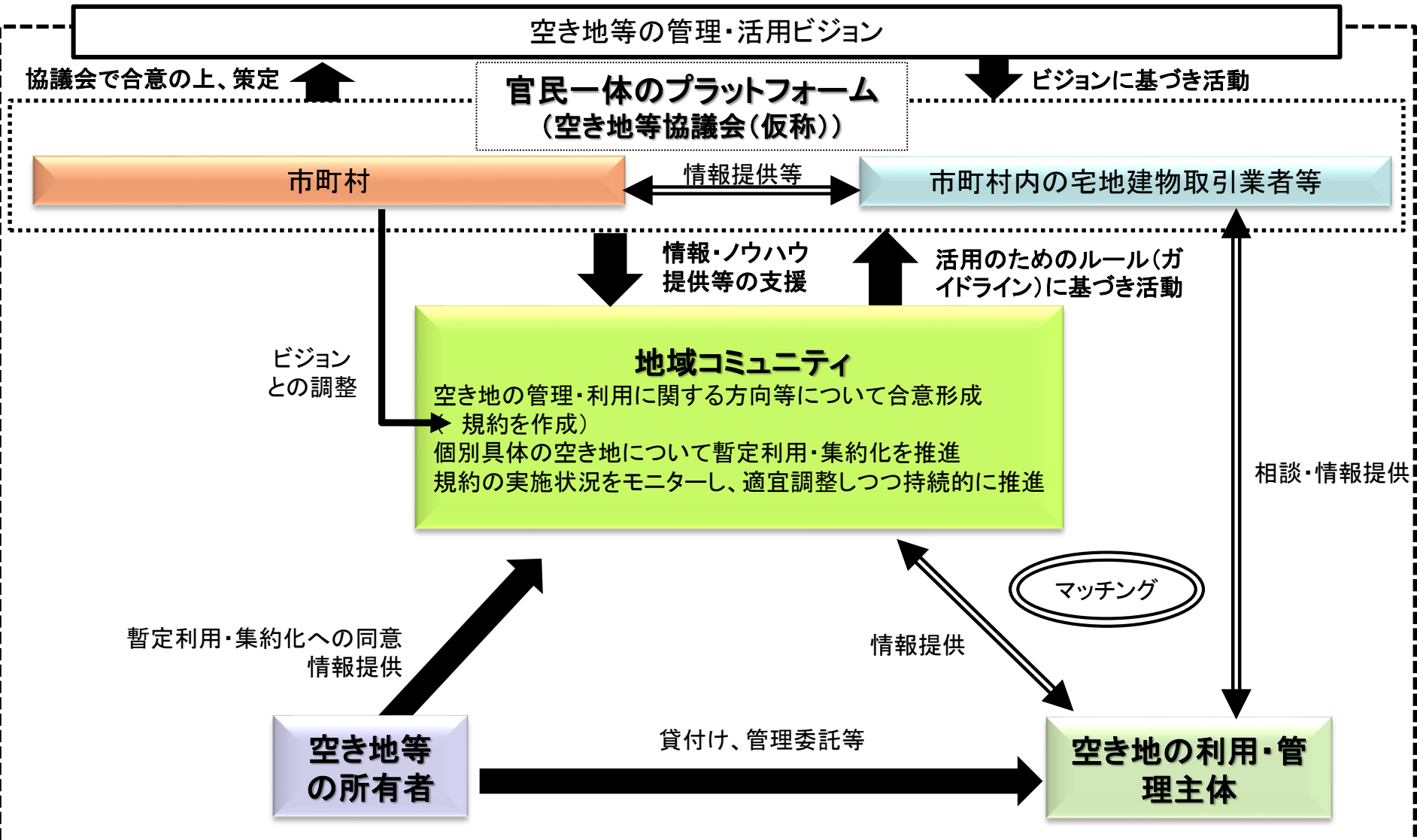
＜市町村に特定のエリアマネジメント事業者が存在する場合＞



○空き地が多い地域で、特定のエリアマネジメント事業者が存在しない場合には、官民一体のプラットフォームによる連携を活かしつつ、市町村自らが空き地等の所有者と空き地の利用・管理主体との橋渡し等を行うセンターとして機能



○空き地が多い地域で、地域の事情に最も精通する地域コミュニティが、官民一体のプラットフォームと連携しつつ、自らの合意形成(規約)に即して空き地等の所有者と空き地の利用・管理主体との橋渡しなどの中心として機能。



空き地等の管理・活用に関するビジョン

協議会で合意の上、策定

官民一体のプラットフォーム
(空き地等協議会(仮称))

ビジョンに基づき活動

市町村

情報提供等

市町村内の宅地建物取引業者等

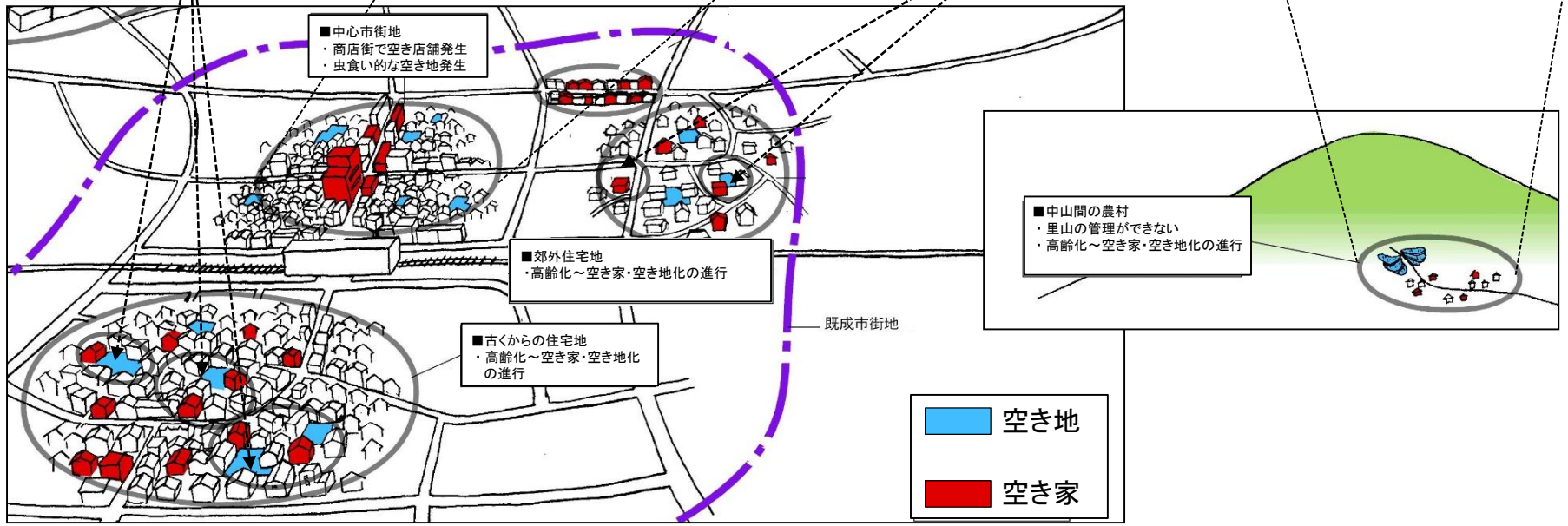
情報・ノウハウ提供等の支援

エリアマネジメント事業体A
+ 空き地の利用・
管理主体a~c

エリアマネジメント事業体B
(事業体自らが管理・活用
主体として活動する場合)

地域コミュニティC
+ 空き地の利用・
管理主体d,e

市町村主導による
空き地の管理



個別の土地の所有者では直ちに利用に結び付けることが困難な空き地を、地域コミュニティにおいて住民が話し合い、空き地等の管理・利用の方向等について規約を策定し、市町村長の認定を受け、その下で個別具体的な空き地等の暫定利用と集約化を推進し、時機を見て恒久的な利用へと展開。文字どおりの集約のみならず隣地取得にも活用。

